

開 札 日

令和6年12月25日(水)

愛 知 県

**【お問い合わせ先】**

都 市 ・ 交 通 局 港 湾 課 港 湾 管 理 グ ル ー プ

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 6 4 (ダイヤルイン)

F A X 0 5 2 - 9 5 3 - 1 7 9 3

M a i l kowan@pref.aichi.lg.jp

**【ホームページアドレス】**

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kowan/000059223.html>

お申し込みの際には必ずこのしおりをお読みください。  
現地説明会、開札当日には、このしおりをご持参ください。

# 目 次

	頁
○ 入札物件調書一覧表	1
○ 県有財産一般競争入札の流れ	2
○ 入札心得書	4
○ 物件に関する情報	
【物件番号1】（西尾市一色町坂田新田冲向106番1外1筆）	
物件調書等	10
【物件番号2】（西尾市一色町坂田新田冲向107番1外1筆）	
物件調書等	15
【物件番号3】（西尾市一色町坂田新田冲向108番）	
物件調書等	20
○ 様式	
現地説明会参加申込書（様式第1）	25
県有財産一般競争入札参加申込書（様式第2）	26
委任状（様式第3）	28
誓約書（様式第4）	29
入札書（様式第5）	30
○ 記入例	31
○ 県有財産売買契約書（案）	37
○ 入札の公告内容	43
○ 入札のご案内	45

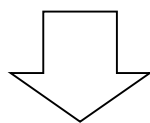
## 入 札 物 件 調 書 一 覧 表

物件 番号	所在及び地番	土地		予定価格 (最低売却価格)
		地目	実測面積 (㎡)	
1	西尾市一色町坂田新田冲向 106 番 1 外 1 筆	雑種地	4,052	17,510,000 円
2	西尾市一色町坂田新田冲向 107 番 1 外 1 筆	雑種地	4,050	17,500,000 円
3	西尾市一色町坂田新田冲向 108 番	雑種地	3,779	16,330,000 円

※予定価格未満での入札は無効とします。

## 【 県 有 財 産 一 般 競 争 入 札 の 流 れ 】

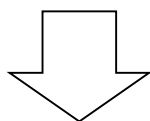
<b>現 地 説 明 会</b>	<h3>令和6年12月3日(火)</h3> <p>各物件の現地で行います。参加は任意ですが、参加には事前申込みが必要です。          なお、申込みがなかった物件は、現地説明会を実施しません。</p> <p>申込期間：令和6年11月21日（木）～令和6年12月2日（月）          午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「祝日」という。）を除く。）          （郵送による申込みは、12月2日（月）午後5時必着）</p> <p>申 込 先：愛知県都市・交通局港湾課（愛知県庁本庁舎5階）</p>		
	物件番号	所在及び地番	日 時
	1	西尾市一色町坂田新田冲向106番1外1筆	12月3日（火）午前11時から
	2	西尾市一色町坂田新田冲向107番1外1筆	12月3日（火）午前11時から
	3	西尾市一色町坂田新田冲向108番	12月3日（火）午前11時から



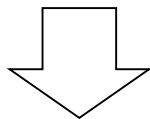
<b>入 札 参 加 の 申 込</b>	<h3>令和6年11月21日(木)～令和6年12月10日(火)</h3> <p>受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）          場 所 愛知県都市・交通局港湾課（愛知県庁本庁舎5階）          （郵送による申込みは、12月10日(火)午後5時必着）</p>	
	提出書類	<p>法人の場合</p> <p>様式第2 入札参加申込書          様式第4 誓約書          法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）</p> <p>個人の場合</p> <p>様式第2 入札参加申込書          様式第4 誓約書          住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要です）</p>
	<p>※代理人による入札の場合は、様式第3「委任状」も必要です。</p>	

【右ページへ続く】

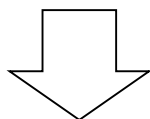
入札書 受付期間	<p><b>令和6年12月12日(木)～令和6年12月17日(火)</b></p> <p>受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）</p> <p>場 所 愛知県都市・交通局港湾課（愛知県庁本庁舎5階）</p> <p>（郵送（一般書留又は簡易書留に限る）による入札は、12月17日(火)午後5時必着）</p>	
	<table border="1"> <tr> <td>提出書類</td> <td> <p>様式第5 入札書</p> <p>歳入歳出外現金納付書兼領収書（写し）</p> <p>入札保証金還付請求書</p> <p>愛知県受取人届出書</p> </td> </tr> </table> <p>※ 入札に必要な上記提出書類は、入札参加申込受付後に県から郵送します。</p> <p>※ 入札保証金として、県が送付する納付書により、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）に相当する金額を指定金融機関等で納付しなければなりません。</p>	提出書類
提出書類	<p>様式第5 入札書</p> <p>歳入歳出外現金納付書兼領収書（写し）</p> <p>入札保証金還付請求書</p> <p>愛知県受取人届出書</p>	



開 札	<p><b>令和6年12月25日(水) <u>入札者の立会は任意です。</u></b></p> <p>時間 午前10時から</p> <p>場所 愛知県自治センター 12階 会議室E （名古屋市中区三の丸2-3-2）</p>
-----	---



契約締結 期 間	<p><b>令和7年1月6日(月)～令和7年1月14日(火)</b></p> <p>時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）</p> <p>場所 物件1～3：愛知県都市・交通局港湾課（愛知県庁本庁舎5階）</p> <p>契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切り上げ）に相当する金額を指定金融機関等で納付しなければなりません。</p>
-------------	--



売買代金 の 納 付	<p><b>契約日から15日以内</b></p> <p>売買代金が完納された時点で、所有権を移転し、現況有姿で引渡します。</p> <p>登記は愛知県が行いますが、落札者は登録免許税の納付が必要です。</p>
---------------	--

# 入札心得書

## 1 全般的事項

- (1) 県有財産一般競争入札参加希望者は、本心得書、入札公告及び契約書案並びに物件調書等をよく読んだうえで入札してください。
- (2) 入札の申込みにあたっては、次の点にご注意ください。
- ① 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。
  - ② 物件は、現況有姿での引渡しとなります。したがって、工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装など)及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現況有姿のままで引渡します。
  - ③ 越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件調書の参考事項欄に記載してあります。(ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。)
  - ④ 物件の埋設物の調査、地盤調査及び土壌調査等は行っておりません。
- (3) 入札者は、入札後、本心得書、入札公告及び契約書案並びに物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- また、契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。 県として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。(なお、契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。)

## 2 現地説明会

入札に先立ち、以下の日時で現地説明会を実施します。現地説明会への参加は任意ですが、参加には事前申込みが必要です。事前申込みは(1)の期間中に(2)の場所に郵送、メール又は持参により現地説明会参加申込書(様式第1)(様式は25ページ、記入例は31ページ)を提出してください。

なお、申込みがなかった物件は、現地説明会を実施しません。

### (1) 申込期間

令和6年11月21日(木)から令和6年12月2日(月)

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「祝日」という。)を除く。)

(郵送による申込みの場合は、令和6年12月2日(月)午後5時必着とします。)

### (2) 申込先

愛知県都市・交通局港湾課(愛知県庁本庁舎5階)

住所: 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

メールアドレス: kowan@pref.aichi.lg.jp

物件番号	所在及び地番	場所	日時
1	西尾市一色町坂田新田冲向106番1外1筆	物件現地	12月3日(火) 午前11時から
2	西尾市一色町坂田新田冲向107番1外1筆		12月3日(火) 午前11時から
3	西尾市一色町坂田新田冲向108番		12月3日(火) 午前11時から

### 3 入札参加申込み

#### (1) 提出書類 <様式は25～30ページ、記入例は31～36ページ>

入札参加者は、下記(2)の期限内に、「県有財産一般競争入札参加申込書」(様式第2)及び「誓約書」(様式第4)を提出してください。

また、代理人により入札するときは、必ず「委任状」(様式第3)を提出してください。  
ただし、同一物件において1人で2人以上の代理又は、申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

なお、県は、入札に先立ち、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、入札参加申込書記載の内容(氏名・生年月日・性別・住所・役職名)について、愛知県警察本部に照会します。

#### (2) 受付の場所及び日時

場所 愛知県都市・交通局港湾課

(〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2 愛知県庁本庁舎5階)

日時 令和6年11月21日(木)から令和6年12月10日(火)まで

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(郵送による申込みの場合は、令和6年12月10日(火)午後5時必着とします。)

#### ※申込者数等の問い合わせについて

入札結果については、7ページの「4(8)入札結果の公表」に記載のとおり、愛知県公式ウェブサイトで公表しますが、公表前の申込者数等の問い合わせについては回答できません。

#### (3) 送付書類

入札参加申込受付後、県から入札に必要な以下の書類を郵送します。

- ・ 入札書(様式第5)
- ・ 歳入歳出外現金納付書兼領収書(入札保証金の納付書)
- ・ 入札保証金還付請求書
- ・ 愛知県受取人届出書

### 4 入札

#### (1) 入札保証金

##### ① 入札保証金の納付

入札参加者は、入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札保証金として、入札金額の100分の5以上(1円未満切上げ)に相当する金額を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納付しなければなりません。

なお、「入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者」のした入札は、無効となりますのでご注意ください。

##### ② 入札保証金の還付等

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付しますが、申し出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第235条の4第3項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

入札保証金の還付には、支払いの手続き上、2～3週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

また、落札者が8ページの「5（1）契約の締結」に記載の期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は県に帰属することとなります。

## （2）入札書の作成方法 <様式は30ページ、記入例は36ページ>

入札書は、黒色のボールペン又は万年筆を使用して記入してください。なお、必要事項（入札者の住所、氏名、入札金額等）をパソコンで入力し、印刷した入札書も有効です。

入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入してください。（代理人の方が入札される場合は、入札者の欄に委任者の住所、氏名を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入してください。）

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

また、入札保証金額を入札金額の下段に記入してください。（入札限度額は、入札保証金の20倍となります。この限度額を超えて入札された場合は、入札が無効となります。）

誤字等は二重線で訂正してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

また、入札書は封筒に入れて、<sup>ふうかん</sup>封緘し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記してください。

[封筒の記載例]

（表）	（裏）
愛知県知事 殿 令和6年12月25日 開札 物件番号○ 入札書在中	入札者住所 〔 名称及び 代表者氏名 〕

## （3）入札の方法等

### ① 入札書受付期間

令和6年12月12日（木）から令和6年12月17日（火）  
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（郵送による入札の場合は、令和6年12月17日（火）午後5時必着とします。）

### ② 場所

愛知県都市・交通局港湾課（愛知県庁本庁舎5階）

### ③ 入札の方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限ります。）

### ④ 提出書類

- ・ 入札書（封筒に入れ、封緘したもの。）
- ・ 歳入歳出外現金納付書兼領収書（写し）（入札保証金の領収書）
- ・ 入札保証金還付請求書
- ・ 愛知県受取人届出書

提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

## （4）予定価格の公表

入札における販売促進のため、予定価格（最低売却価格）を公表します。（入札書の金



額が予定価格に達しない場合、その入札は無効となります。)

## (5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- ① 県有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- ② 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法第238条の3の規定に該当する者）、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結）に基づく排除措置を受けている者がした入札（地方自治法、地方自治法施行令、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」は別紙参照）
- ③ 所定の日時までには所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者のした入札
- ④ 所定の日時までには所定の場所に到達しない入札
- ⑤ 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- ⑥ 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札
- ⑦ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- ⑧ 入札書の金額の表示を訂正したもの
- ⑨ 入札書の金額が予定価格に達しないもの
- ⑩ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- ⑪ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

## (6) 開札

### ① 日時

令和6年12月25日（水） 午前10時から

### ② 場所

愛知県自治センター 12階 会議室E  
名古屋市中区三の丸二丁目3-2  
（名古屋市営地下鉄「名古屋城」駅5番出口より西へ2分）

入札者の立会は任意です。入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない県の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

## (7) 落札者の決定

落札者は、県の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない県の職員にくじを引かせますが、異議の申し立てはできません。

## (8) 入札結果の公表

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、土地の地目・実測面積、建物の名称（構造）・延床面積、予定価格、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、愛知県公式ウェブサイトにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

また、落札者以外の入札参加申込者名及びその入札金額等について、照会や情報公開請求があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。

## 5 契約

### (1) 契約の締結

#### ① 期限

落札者は、令和7年1月14日（火）までに売買契約を締結しなければなりません。  
(契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。)

この日までに売買契約を締結しない場合、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することとなります。

#### ② 契約保証金

落札者は、開札後に県が送付する納付書により、契約保証金として、契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額を、契約を締結するまでに指定金融機関等で納付しなければなりません。

この契約保証金は、売買代金に充当することができます。(ただし、契約保証金を愛知県財務規則第129条の4に定める有価証券等により納付した場合は、売買代金に充当することができませんので、売買代金の全額を納付した後に保証金を納付した時発行した納付証明書と引換えに還付します。)

#### ③ その他

契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書に基づき損害賠償を請求します。

### (2) 売買代金の納付

売買代金の納期限は、契約日から15日以内とします。

### (3) 所有権の移転

売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転します。

所有権移転登記の手続きは、登記嘱託請求を受けて県が行いますが、落札者は、登録免許税の納付が必要です。

### (4) 用途等の制限

落札者は、県有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

## 6 その他留意事項

(1) 申込み及び落札のなかった物件については、令和7年1月15日（水）から令和7年7月14日（月）までの間、先着順で売払いの申込みを受け付けます。

申込み方法等詳細は、事前に愛知県公式ウェブサイト等でお知らせします。なお、事情により受付期間途中に取り下げることがありますので、ご了承ください。

(2) 入札参加申込み後から所有権移転までの間に代表者等の変更があった場合は、速やかに申し出て下さい。

(3) 本心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、愛知県財務規則の定めるところによって処理します。

## 地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

## 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

物 件 調 書

物件番号 1

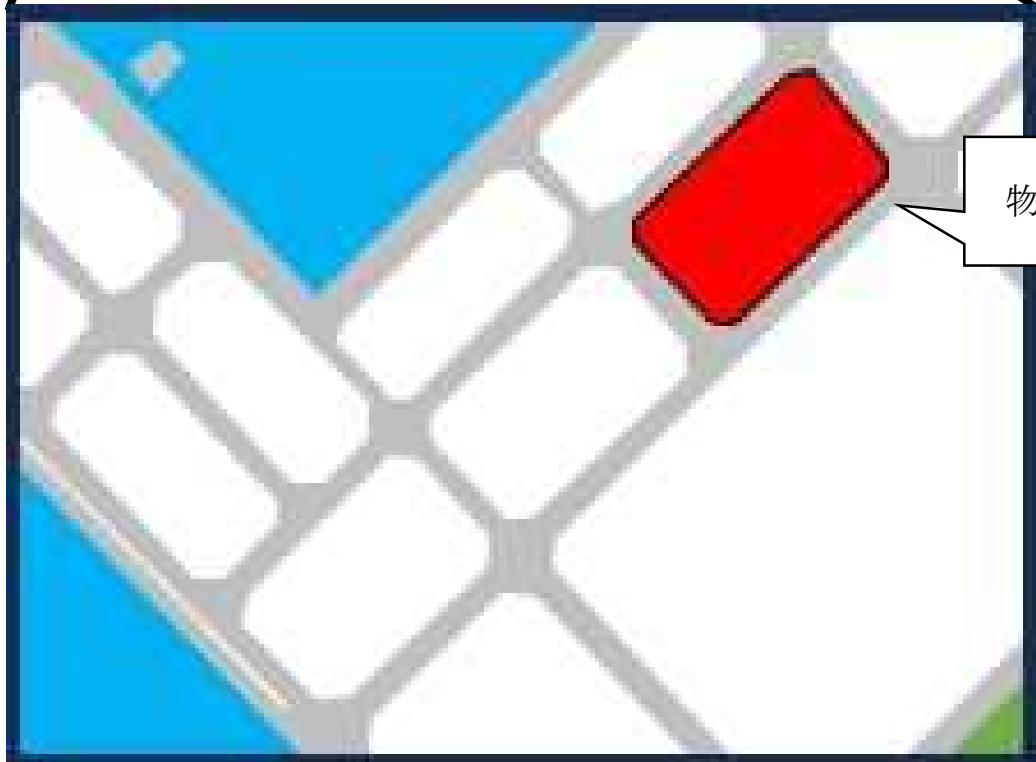
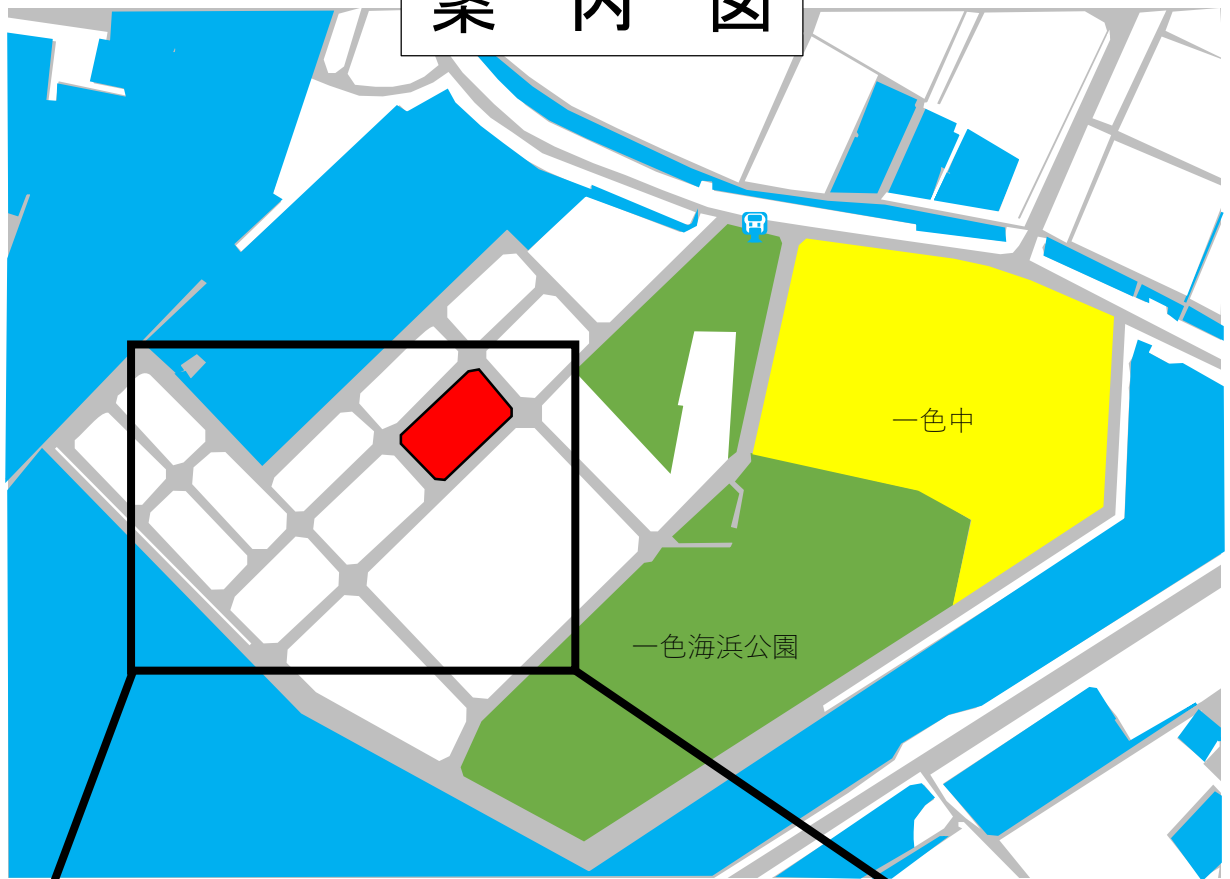
所在地番	西尾市一色町坂田新田冲向 106 番 1 外 1 筆			予定価格	17,510,000 円
住居表示	無	面積	4,052 m <sup>2</sup>	地目	雑種地
形状	実測図のとおり	道路との高低差		有 (東側市道より 100cm 低い)	
接面道路の幅員及び構造	北側 市道坂田新田 10 号線 (幅員 10.99m、舗装) 東側 市道坂田新田 8 号線 (幅員 13.26m、舗装) 西側 市道坂田新田 7 号線 (幅員 11.04m、舗装) 南側 市道坂田新田 11 号線 (幅員 11.11m、舗装)				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域			
	建築基準法	用途地域	指定なし	斜線制限	道路斜線、隣地斜線
		建ぺい率	60%	日影規制	有
		容積率	200%	防火地域	建築基準法第 22 条区域
		高度制限	無		
その他	都市計画法第 29 条 (開発行為の許可)				
私道の負担等に関する事項	私道負担	無			
	道路後退	無			
施設整備状況			接面道路配管	事業所名	電話番号
	電気	有	—	中部電力パワーグリッド(株) 西尾営業所	0120-988-172
	上水道	有	東側 100mm	上下水道営業課 接続促進担当	0563-65-2184 (直通)
	下水道	無	—		
	都市ガス	無	—		
交通機関	バス	いっちゃんバス「一色中西」停留所より南西 500m・徒歩 10 分			
	鉄道	名古屋鉄道 西尾・蒲郡線「吉良吉田」駅より西約 5km			
公共機関  (物件からの直線距離)	市役所	西尾市役所 一色支所	北方約 2,400m	幼稚園	西尾市立一色南部幼稚園 北方約 2,400m
	小学校	一色南部小学校	北方約 2,500m	中学校	一色中学校 北東方約 420m
	郵便局	松木島郵便局	北東方約 2,500m	警察署	西尾警察署 一色幹部交番 北方約 3,000m
	医療機関	深見クリニック	北東方約 2,200m	金融機関	西尾信用金庫 一色支店 北方約 2,500m
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積は実測面積です。登記面積 (2 筆計) は 4,066 m<sup>2</sup>です。</li> <li>現在は、一色漁港内の船舶保管施設用地です。</li> <li>当物件は、開発行為をしようとする場合は、都市計画法による開発許可が原則として必要になりますので、西尾市都市整備部建築課へ御相談ください。 (残置の状況)</li> <li>敷地東側の西尾市道の構造物が越境している可能性があります。</li> <li>敷地内北西において、土間コンクリートを残置しています。</li> </ul>				

参 考 事 項	(越境の状況)		
	・		
	(その他)		
	・		
	造成宅地防災区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
	区域外	区域外	浸水深 0.5～1.0m
	水害ハザードマップ		
	洪水	内水	高潮
	浸水想定なし	浸水想定なし	浸水深 0.5～3.0m
	(現況有姿での引渡しとなります。)		

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

調査時点が特記されていない事項は、令和6年9月の状況を記載しています。

# 案内図



物件番号1

登記年月日：昭和57年3月23日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

154892

前 106 後 蒸

地積測量図

地番	106-1
土地の所在	愛知県幡豆郡一色町大字坂田新田字沖向

丈量計算式

(0) 106-2

$$45.20 \times 4.60 \times \frac{1}{2} = 103.96$$

$$47.20 \times 3.95 \times \frac{1}{2} = 97.17$$

$$88.90 \times 41.45 \times \frac{1}{2} = 1842.4525$$

$$88.90 \times 41.00 \times \frac{1}{2} = 1822.45$$

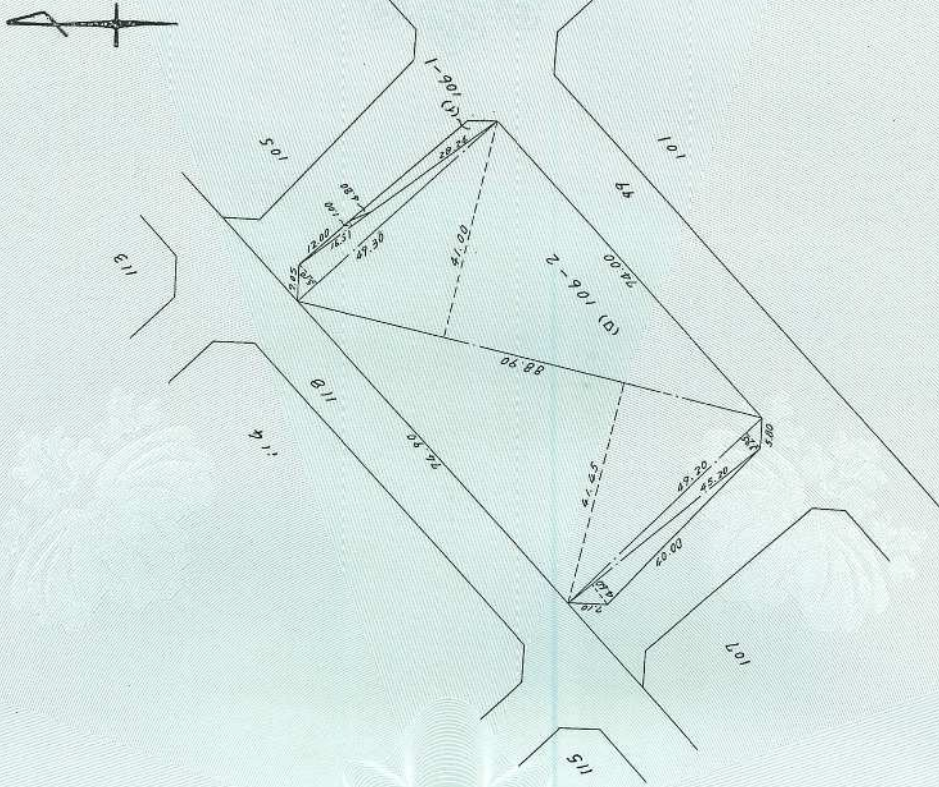
$$47.30 \times 5.10 \times \frac{1}{2} = 125.715$$

$$16.51 \times 1.00 \times \frac{1}{2} = 8.255$$

計 4,000.0025

(1) 106-1

$$4066.70375 - 4000.0025 = 66.70125$$



57-3-23

縮尺 1/1000

愛知県幡豆郡一色町大字坂田新田字沖向

愛知県幡豆郡一色町長磯貝

嘱託者

愛知県幡豆郡一色町役場



昭和57年3月19日(作製)

管理課 中川幸福

作製者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和6年10月10日 名古屋法務局西尾支局

登記官

大田 敏 裕

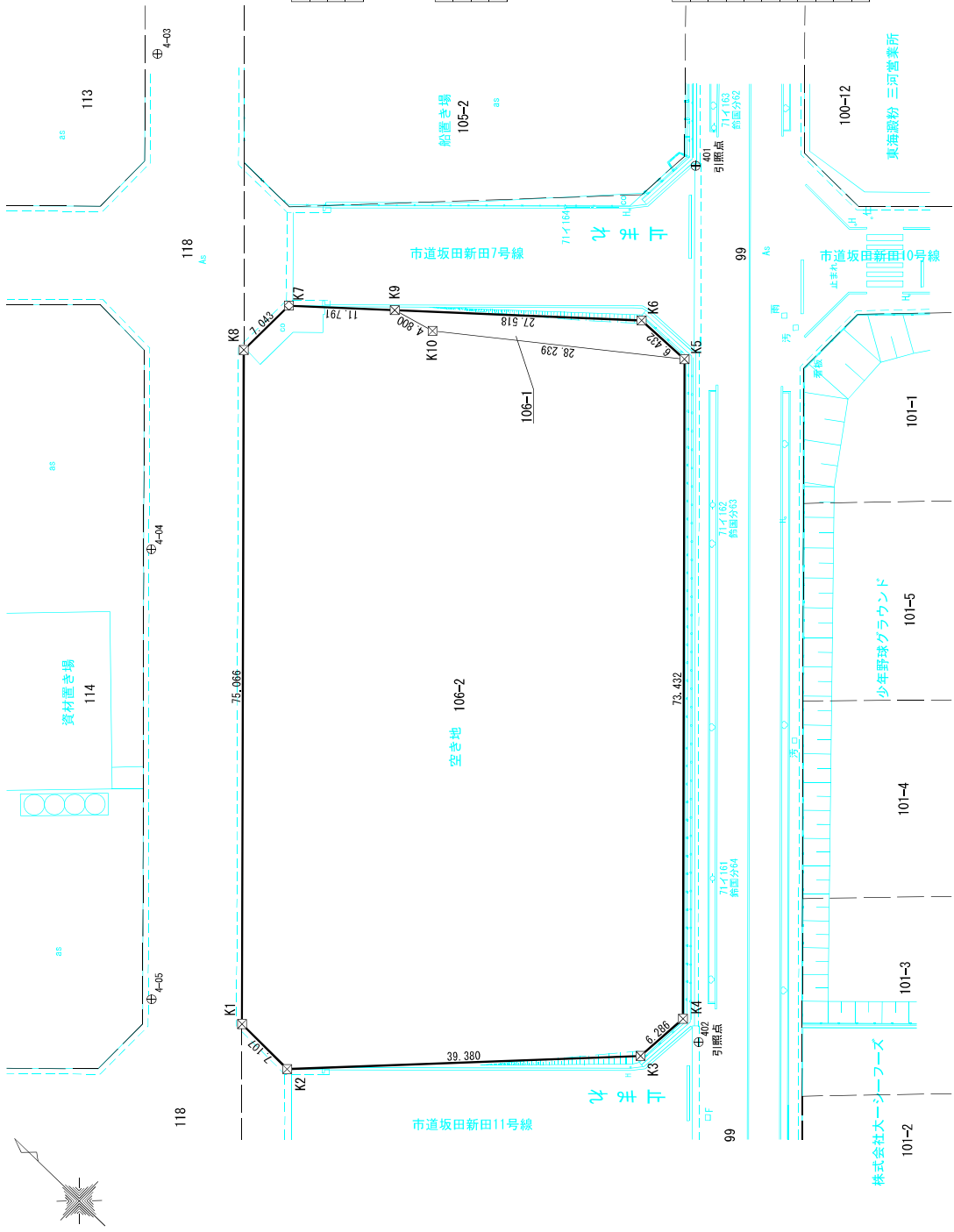


公用

請求番号：6-2 (1/2)

凡例

⊕	基準点
境界標	境界標の種類
田	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊠	金属杭
◇	プレート
△	キザミ杭
○	木杭
●	計算点
地目	(登記簿)現況
面積	計算面積



4級基準点座標

測点名	X座標	Y座標	座標
4-03	-134372.881	-13562.549	座標
4-04	-134410.684	-13602.713	座標
4-05	-134445.513	-13638.731	座標

補助基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	座標
401 (引照点)	-134424.613	-13529.891	座標
402 (引照点)	-134492.654	-13599.839	座標
403 (引照点)	-134559.672	-13670.427	座標

この測量成果の座標値は、世界測地系である。令和4年3月に港湾修築工事で作成された4級基準点に基づき測量した。4級基準点は近隣の2級基準点の基-2及び3級基準点のA-2より測量したものである。

境界点座標

測点名	X座標	Y座標	座標
K1	-134454.668	-13633.724	座標
K2	-134461.775	-13633.829	座標
K3	-134489.057	-13605.439	座標
K4	-134489.587	-13599.174	座標
K5	-134438.692	-13546.240	座標
K6	-134432.263	-13546.450	座標
K7	-134402.863	-13572.544	座標
K8	-134402.669	-13579.585	座標
K9	-134411.682	-13564.717	座標
K10	-134416.317	-13563.469	座標



物 件 調 書

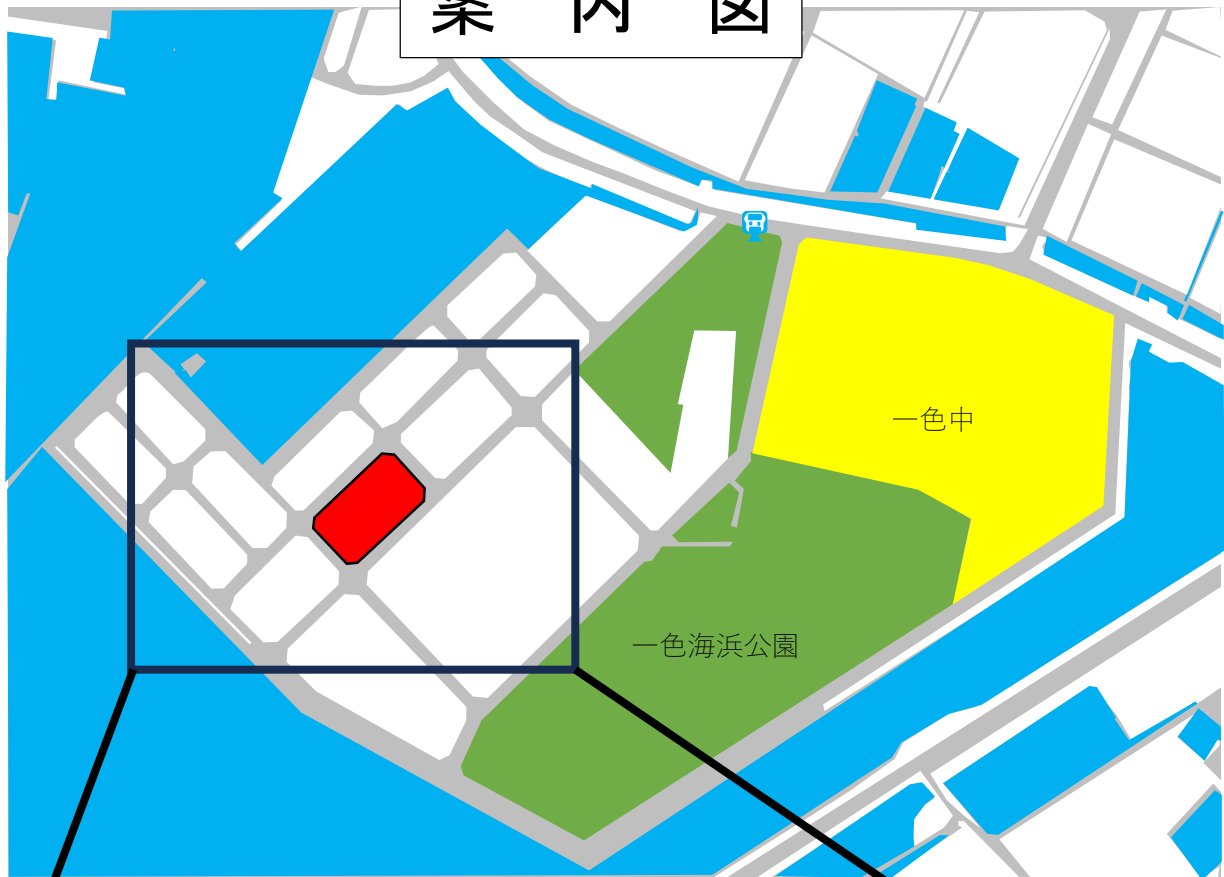
物件番号 2

所在地番	西尾市一色町坂田新田冲向 107 番 1 外 1 筆			予定価格	17,500,000 円	
住居表示	無	面積	4,050 m <sup>2</sup>	地目	雑種地	
形状	実測図のとおり	道路との高低差	有 (東側市道より約 60cm 低い)			
接面道路の幅員及び構造	北側 市道坂田新田 11 号線 (幅員 11.11m、舗装) 東側 市道坂田新田 8 号線 (幅員 13.31m、舗装) 西側 市道坂田新田 7 号線 (幅員 11.00m、舗装) 南側 市道坂田新田 12 号線 (幅員 9.01m、舗装)					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域				
	建築基準法	用途地域	指定なし	斜線制限	道路斜線、隣地斜線	
		建ぺい率	60%	日影規制	有	
		容積率	200%	防火地域	建築基準法第 22 条区域	
		高度制限	無			
その他	都市計画法第 29 条 (開発行為の許可)					
私道の負担等に関する事項	私道負担	無				
	道路後退	無				
施設整備状況			接面道路配管	事業所名	電話番号	
	電気	有	—	中部電力パワーグリッド(株)西尾営業所	0120-988-172	
	上水道	有	東側 100mm	上下水道営業課 接続促進担当	0563-65-2184 (直通)	
	下水道	無	—			
	都市ガス	無	—			
交通機関	バス	いっちゃんバス「一色中西」停留所より南西 500m・徒歩 10 分				
	鉄道	名古屋鉄道 西尾・蒲郡線「吉良吉田」駅より西約 5km				
公共機関  (物件からの直線距離)	市役所	西尾市役所 一色支所	北方約 2,300m	幼稚園	西尾市立一色南部 幼稚園	北方約 2,500m
	小学校	一色南部 小学校	北方約 2,600m	中学校	一色中学校	北東方約 500m
	郵便局	松木島郵便局	北東方約 2,600m	警察署	西尾警察署 一色幹部交番	北方約 3,100m
	医療機関	深見クリニック	北東方約 2,300m	金融機関	西尾信用金庫 一色支店	北方約 2,600m
参 考 事 項	・面積は実測面積です。登記面積 (2 筆計) は 4,035 m <sup>2</sup> です。 ・現在は一色漁港内の船舶保管施設用地です。 ・当物件は、開発行為をしようとする場合は、都市計画法による開発許可が原則として必要になりますので、西尾市都市整備部建築課へ御相談ください。 (残置の状況) ・敷地東側の西尾市道の構造物が越境している可能性があります。					

参 考 事 項	(越境の状況)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地北東側において、中部電力P G (株) が隣接市道に建立している電柱の支線が敷地境界線ギリギリに設置されています。中部電力は引き続き使用したい意向です。</li> <li>敷地南西側において、隣接市道の側溝養生用の鉄板敷が一部、敷地に越境しています。</li> </ul>		
	(その他)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li></li> </ul>		
	造成宅地防災区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
	区域外	区域外	浸水深 0.5～1.0m
	水害ハザードマップ		
	洪水	内水	高潮
	浸水想定なし	浸水想定なし	浸水深 0.5～3.0m
	(現況有姿での引渡しとなります。)		

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。  
調査時点が特記されていない事項は、令和6年9月の状況を記載しています。

# 案内図



前 107 後・新  
地 番 107-1  
土地の所在 幡豆郡一色町大字坂田新田字沖向

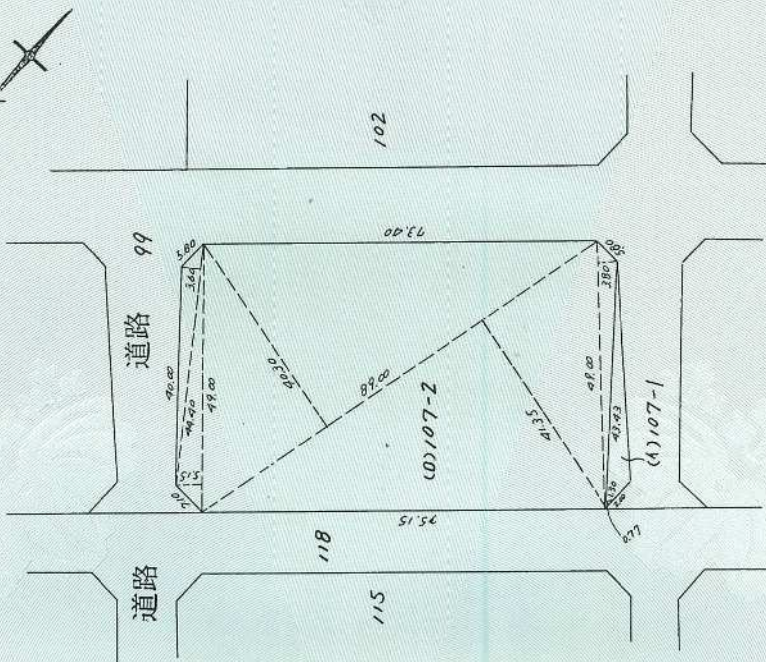
154895

地積測量図

丈量計算式

$$\begin{aligned}
 (0)107-2 & 44.40 \times 3.60 \times \frac{1}{2} = 79.9200 \\
 & 49.00 \times 5.15 \times \frac{1}{2} = 126.1750 \\
 & 89.00 \times 40.30 \times \frac{1}{2} = 1793.3500 \\
 & 89.00 \times 41.35 \times \frac{1}{2} = 1840.0750 \\
 & 49.00 \times 3.80 \times \frac{1}{2} = 93.1000 \\
 & 2.00 \times 0.77 \times \frac{1}{2} = 0.7700 \\
 & \text{計 } 3,933.3900 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 (1)107-1 & 4035.43 - 3,933.39 = 102.04 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$



57.12.3

愛知県幡豆郡一色町長坂田

嘱託者

愛知県幡豆郡一色町長磯貝

縮尺 1/100

昭和57年12月 / 日作製

愛知県幡豆郡一色町役場

管理課 高橋 信

作製者

高橋 信



凡例

⊕	基準点
境界標	境界標の種類
田	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊠	金属杭
◇	プレート
△	キザミ杭
○	木杭
●	計算点
地目	(登記簿)現況
面積	計算面積

4級基準点座標

測点名	X	Y	座標
4-06	-134480.061	-13673.885	
4-07	-134518.385	-13713.432	

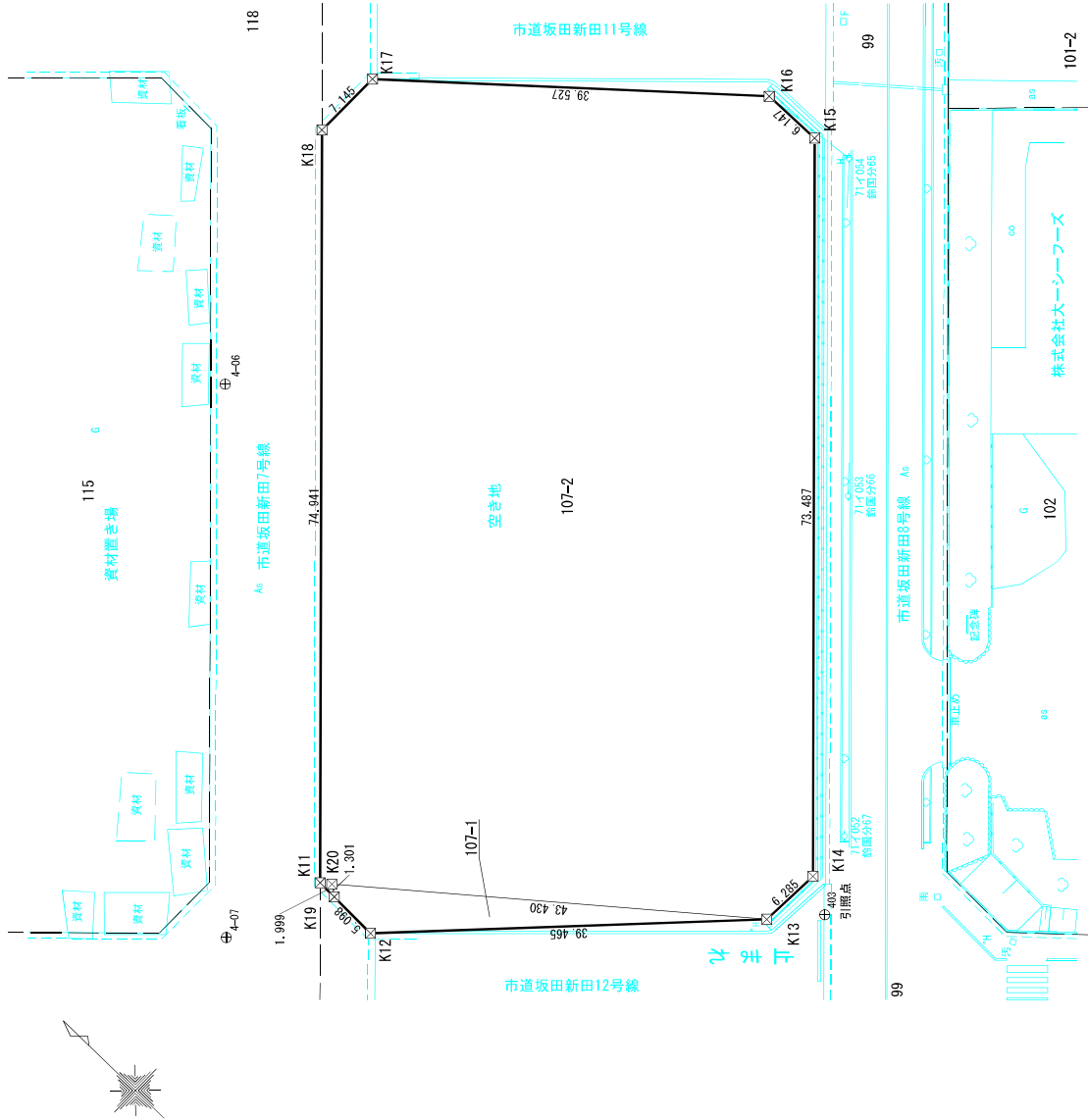
補助基準点座標一覧表

測点名	X	Y	座標
403 (参照点)	-134559.672	-13670.427	

この測量成果の座標値は、世界測地系である、令和4年3月に港湾修築工事で作成された4級基準点に基づき測量した。4級基準点は近隣の2級基準点の基-2及び3級基準点のA-2より測量したものである。

境界点座標

測点名	X	Y	座標
K11	-134521.319	-13703.013	
K12	-134528.416	-13703.152	
K13	-134555.827	-13674.759	
K14	-134556.158	-13668.482	
K15	-134505.232	-13615.501	
K16	-134499.086	-13615.644	
K17	-134469.481	-13641.835	
K18	-134469.390	-13648.980	
K19	-134523.318	-13703.052	
K20	-134522.251	-13702.307	



物 件 調 書

物件番号 3

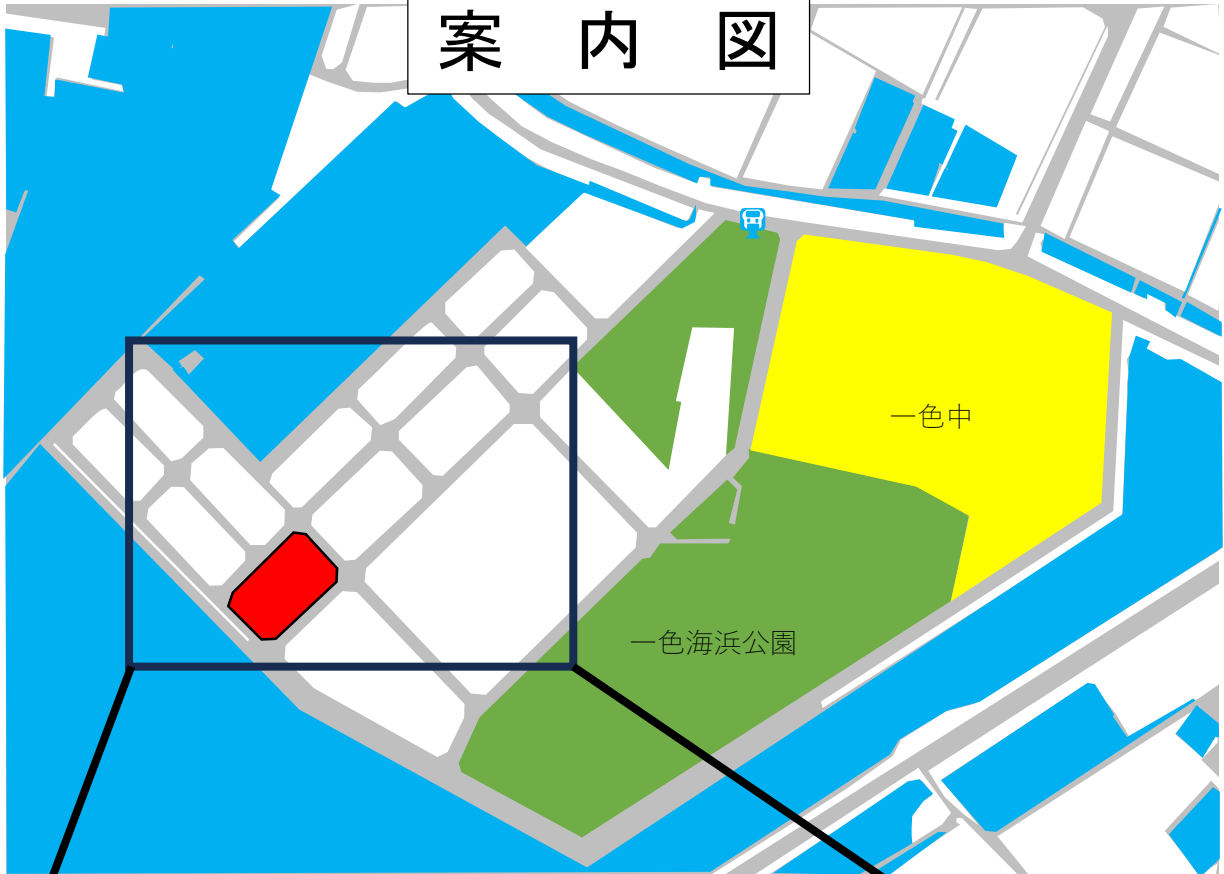
所在地番	西尾市一色町坂田新田冲向 108 番			予定価格	16,330,000 円	
住居表示	無	面積	3,779 m <sup>2</sup>	地目	雑種地	
形状	実測図のとおり	道路との高低差	有	(東側市道より約 75cm 低い) (南側市道より約 70cm 低い)		
接面道路の幅員及び構造	北側 市道坂田新田 12 号線 (幅員 9.0m、舗装) 東側 市道坂田新田 8 号線 (幅員 12.5m、舗装) 西側 市道坂田新田 7 号線 (幅員 11.0m、舗装) 南側 市道坂田新田 13 号線 (幅員 12.0m、舗装)					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域				
	建築基準法	用途地域	指定なし	斜線制限	道路斜線、隣地斜線	
		建ぺい率	60%	日影規制	有	
		容積率	200%	防火地域	建築基準法第 22 条区域	
		高度制限	無			
その他	都市計画法第 29 条 (開発行為の許可)					
私道の負担等に関する事項	私道負担	無				
	道路後退	無				
施設整備状況			接面道路配管	事業所名	電話番号	
	電気	有	—	中部電力パワーグリッド(株) 西尾営業所	0120-988-172	
	上水道	有	東側 100mm	上下水道営業課 接続促進担当	0563-65-2184 (直通)	
	下水道	無	—			
	都市ガス	無	—			
交通機関	バス	いっちゃんバス「一色中西」停留所より南西 500m・徒歩 10 分				
	鉄道	名古屋鉄道 西尾・蒲郡線「吉良吉田」駅より西約 5km				
公共機関 (物件からの直線距離)	市役所	西尾市役所 一色支所	北方約 2,400m	幼稚園	西尾市立一色南部 幼稚園	北方約 2,600m
	小学校	一色南部 小学校	北方約 2,700m	中学校	一色中学校	北東方約 590m
	郵便局	松木島郵便局	北東方約 2,700m	警察署	西尾警察署 一色幹部交番	北方約 3,200m
	医療機関	深見クリニック	北東方約 2,400m	金融機関	西尾信用金庫 一色支店	北方約 2,700m
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積は実測面積です。登記面積は 3,773 m<sup>2</sup>です。</li> <li>・現在は、一色漁港内の船舶保管施設用地です。</li> <li>・当物件は、開発行為をしようとする場合は、都市計画法による開発許可が原則として必要になりますので、西尾市都市整備部建築課へ御相談ください。 (残置の状況)</li> <li>・敷地内南側において、中部電力 P G (株) による電柱及び支柱が建立されており、上空に架線があります。中部電力 P G (株) は引き続き使用したい意向ですので、落札者はその取り扱いについて協議に応じる必要があります。(西尾営業所：電話 0563-57-8896)</li> <li>・敷地東側及び南側の西尾市道の構造物が越境している可能性があります。</li> </ul>					

参 考 事 項	(越境の状況)		
	・		
	(その他)		
	・		
	造成宅地防災区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
	区域外	区域外	浸水深 0.5～1.0m
	水害ハザードマップ		
	洪水	内水	高潮
	浸水想定なし	浸水想定なし	浸水深 0.5～3.0m
	(現況有姿での引渡しとなります。)		

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

調査時点が特記されていない事項は、令和6年9月の状況を記載しています。

# 案内図





登記年月日：昭和54年11月16日

154897

前・後・新

地 番 100

地 積 測 量 図

土地の所在 一色町大字坂田新田新字沖向

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和6年10月10日 名古屋法務局西尾支局

登記官

太田 敏 治



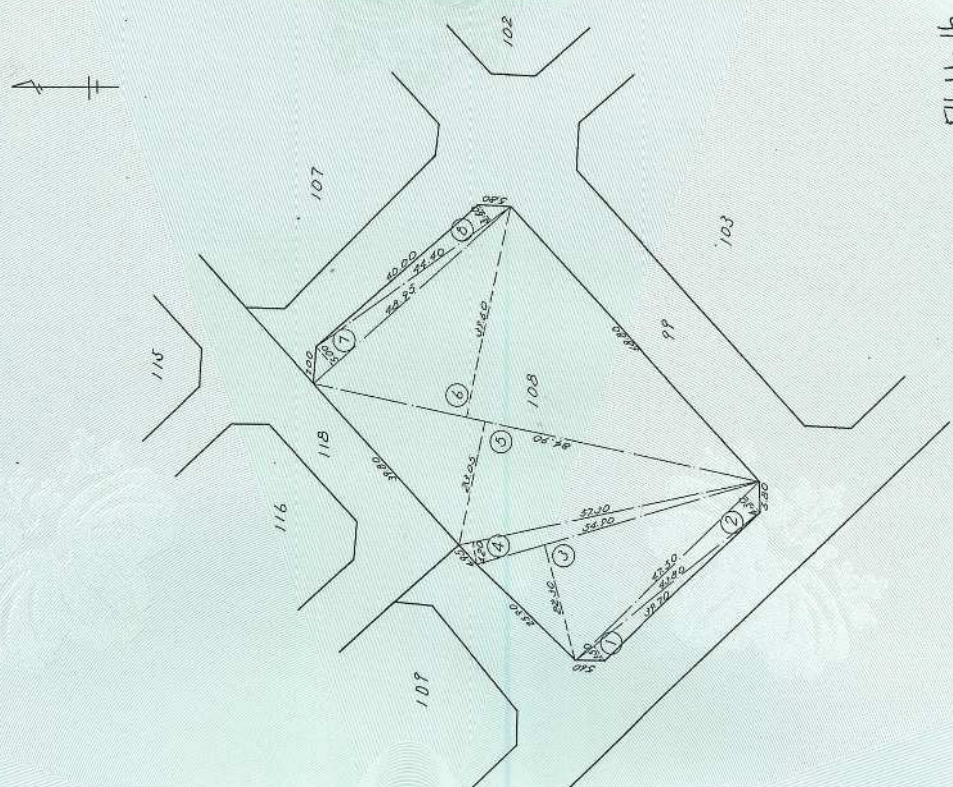
公用

請求番号：6-4

面積計算

108	1	43.80 X 4.50 =	153.3000
	2	47.50 X 4.30 =	204.2500
	3	54.90 X 22.30 =	1224.2700
	4	57.40 X 4.20 =	240.6600
	5	84.90 X 23.05 =	1956.9450
	6	84.90 X 39.60 =	3362.0400
	7	48.95 X 5.00 =	244.7500
	8	44.40 X 3.60 =	159.8400
		計	7646.0550
		1/2	3773.0275

地 積



作製者	愛知県幡豆郡一色町役場 事務吏員 長谷川孝司
噴託者	愛知県幡豆郡一色町長 磯員 彰
面積	3773.0275 ㎡
縮尺	1/1000
作成日	昭和54年11月16日

愛知県幡豆郡一色町役場  
事務吏員 長谷川孝司  
54年6月12日(昭和)  
噴託者 愛知県幡豆郡一色町長 磯員 彰

凡例

⊕	基準点
境界標	境界標の種類
田	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊠	金属杭
◇	プレート
△	キザミ
○	木杭
●	計算点
地目	(登記簿)現況
面積	計算面積

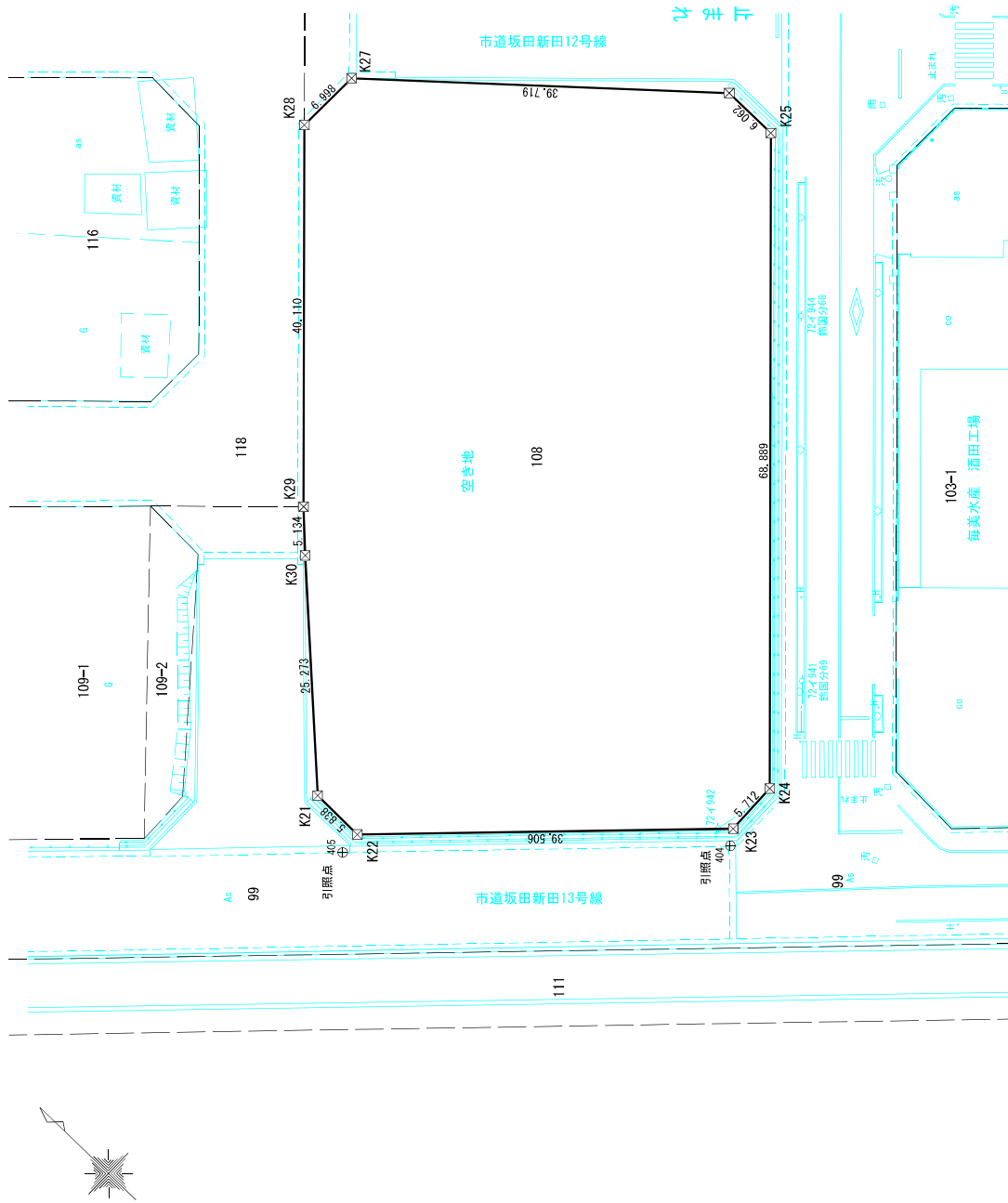
補助基準点座標一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
404 (参照点)	-134619.333		-13740.099	
405 (参照点)	-134590.515		-13768.909	

この測量成果の座標値は、世界測地系である。令和4年3月に港湾修築工事で作成された4級基準点に基づき測量した。4級基準点は近隣の2級基準点の基-2及び3級基準点のA-2より測量したものである。

境界点座標

測点名	X	座標	Y	座標
K21	-134584.471		-13766.429	
K22	-134590.309		-13766.480	
K23	-134618.298		-13738.598	
K24	-134618.130		-13732.888	
K25	-134570.355		-13683.256	
K26	-134564.293		-13683.266	
K27	-134534.656		-13709.710	
K28	-134534.499		-13716.707	
K29	-134562.307		-13745.613	
K30	-134565.992		-13749.188	



# 現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

愛知県知事殿

申込人 住 所  
 氏名又は名称  
 (担当者名)  
 (電話番号) < > -  
 (メール)

以下の県有財産の一般競争入札に係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

物件 番号	所在及び地番	場所	日時
1	西尾市一色町坂田新田冲向106番1外1筆	物件現地	12月3日(火)午前11時00分から
2	西尾市一色町坂田新田冲向107番1外1筆		12月3日(火)午前11時00分から
3	西尾市一色町坂田新田冲向108番		12月3日(火)午前11時00分から

(注) 現地説明会への参加を希望する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようにご注意ください。)

# 県有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

愛知県知事殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) < > -

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) < > -

担当者連絡先	部署名		氏名	
	電話		FAX	
	e-mail			

以下の県有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	西尾市一色町坂田新田冲向106番1外1筆	雑種地	4,052 m <sup>2</sup>
2	西尾市一色町坂田新田冲向107番1外1筆	雑種地	4,050 m <sup>2</sup>
3	西尾市一色町坂田新田冲向108番	雑種地	3,779 m <sup>2</sup>

- (注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようご注意ください。)
- 2 複数による入札(共有)を希望する場合は、持分割合を明記すること。
- 3 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本(現在事項証明書)、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。)を添付すること。
- 4 様式第2(その2)を併せて提出すること。
- 5 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

様式第2 (その2)  
 申 込 人 情 報

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	性別	生年月日

【法人その他の団体の場合】

(ふりがな) 商号又は名称	( )			
所 在 地				
役 員 等 に 関 す る 事 項				
役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

## 委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	西尾市一色町坂田新田冲向 106 番 1 外 1 筆	雑種地	4,052 m <sup>2</sup>
2	西尾市一色町坂田新田冲向 107 番 1 外 1 筆	雑種地	4,050 m <sup>2</sup>
3	西尾市一色町坂田新田冲向 108 番	雑種地	3,779 m <sup>2</sup>

(注)該当する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようご注意ください。)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

委任者

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

(電話番号) < > -

## 誓 約 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称  
及び代表者名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

### 記

- 1 現在、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合  
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

# 入 札 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) < > -

代理人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
(電話番号) < > -

下記の金額をもって入札します。

記

		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	尅	
入札金額												円
入札保証金額												円

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	西尾市一色町坂田新田冲向 106 番 1 外 1 筆	雑種地	4,052 m <sup>2</sup>
2	西尾市一色町坂田新田冲向 107 番 1 外 1 筆	雑種地	4,050 m <sup>2</sup>
3	西尾市一色町坂田新田冲向 108 番	雑種地	3,779 m <sup>2</sup>

- (注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようご注意ください。)  
 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。  
 3 複数による入札(共有)を希望する場合は、持分割合を明記すること。  
 (入札参加申込書への記載と同一とする。)



記 入 例

現地説明会参加申込書

R6. 11. 21~R6. 12. 2 までの日付

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
(担当者名)  
(電話番号) <            > -  
(メー ル)

法人名（個人で参加する場合は個人名）を記載し、法人の場合は当日参加する担当者名及び連絡先を合わせて記入してください。

参加を希望する物件の物件番号が○で囲まれているか【複数選択可】

以下の県有財産の一般競争入札に係る現地説明会に参加したいので申し込みま

物件番号	所在及び地番	場所	日時
①	西尾市一色町坂田新田冲向 106 番 1 外 1 筆	物件現地	1 2 月 3 日（火）午前 1 1 時 0 0 分から
2	西尾市一色町坂田新田冲向 107 番 1 外 1 筆		1 2 月 3 日（火）午前 1 1 時 0 0 分から
3	西尾市一色町坂田新田冲向 108 番		1 2 月 3 日（火）午前 1 1 時 0 0 分から

(注) 現地説明会への参加を希望する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようにご注意ください。)

# 記入例

R6. 11. 21～R6. 12. 5 までの日付

## 県有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

愛知県知

法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）、住民票と一致しているか

申込人 住所 ○○市○○町○丁目○番地  
 氏名又は名称 株式会社 ○○  
 及び代表者名 代表取締役 ○○ ○○  
 (電話番号) <○○○○> ○○ - ○○○○

電話番号が記入されているか

**【共有の場合の記入方法】**

申込人 住所 ○○市○○町○丁目○番地 □□市□町□丁目□番地  
 氏名又は名称 (持分 1/2) (持分 1/2)  
 及び代表者名 ○○ ○○ □□ □□  
 (電話番号) <○○○○> ○○ - ○○○○ <□□□> □□□ - □□□□

代理人 住所  
 氏名又は名称  
 及び代表者名  
 (電話番号)

**【代理入札を希望する場合】**  
 代理人欄の内容と委任状（様式第3）の記載内容が一致しているか

担当者連絡先	部署名		氏名	
	電話		FAX	
	e-mail			

入札を希望する物件の物件番号が○で囲まれているか【複数選択可】

一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

物件番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
①	西尾市一色町坂田新田冲向 106 番 1 外 1 筆	雑種地	4,052 m <sup>2</sup>
2	西尾市一色町坂田新田冲向 107 番 1 外 1 筆	雑種地	4,050 m <sup>2</sup>
3	西尾市一色町坂田新田冲向 108 番	雑種地	3,779 m <sup>2</sup>

- (注) 1 該当する物件番号を○で囲むこと。（物件番号を間違えないようご注意ください。）  
 2 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。  
 3 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。）を添付すること。  
 4 様式第2（その2）を併せて提出すること。  
 5 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

様式第2 (その2)  
 申 込 人 情 報

住民票の写しと一致しているか

【個人の場合】

氏 名	ふりが	性別	生年月日
〇〇 〇〇	××× ×××	男	昭和〇〇年〇月〇日

ふりがなが記入されているか

【法人その他の団体の場合】

(ふりがな) 商号又は名称	( ×× ) 株式会社 〇〇	法人の登記簿謄本（現在事項全部 証明書）と一致しているか
所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	

役 員 等 に 関 す る 事 項

役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
代表取締役	( ××× ××× ) 〇〇 〇〇	男	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
取締役	( ××× ××× ) 〇〇 〇〇	女	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
取締役	( ××× ××× ) 〇〇 〇〇	男	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
監査役	( ××× ××× ) 〇〇 〇〇	女	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇

ふりがなが記入されているか

生年月日が記入されているか

法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）に記載されている役員（監査役、監事等を含む。）をすべて記載されているか  
 （退任者は記載不要です）

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

# 委 任 状

代理人 **△△市△△町△丁目△番地**

様式第2(その1)と  
一致しているか

氏 名 **△△ △△**

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

入札を希望する物件の物件番号が○で囲まれているか【複数選択可】 争入札に関する一切の権限

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
○1	西尾市一色町坂田新田冲向 106 番 1 外 1 筆	雑種地	4,052 m <sup>2</sup>
2	西尾市一色町坂田新田冲向 107 番 1 外 1 筆	雑種地	4,050 m <sup>2</sup>
3	西尾市一色町坂田新田冲向 108 番	雑種地	3,779 m <sup>2</sup>

(注)該当する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようにご注意ください。)

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込書の日付と一致させる

委任者

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇番地**

氏名又は名称 **株式会社 〇〇**

及び代表者名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

(電話番号) **<〇〇〇〇> 〇〇 - 〇〇〇〇**

様式第2(その1)の  
申込者と一致しているか

# 誓 約 書

申込書の日付と一致させる

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

様式第 2（その 1）の  
申込者と一致しているか

氏名又は名称  
及び代表者名

株式会社 ○○  
代表取締役 ○○ ○○

【複数名による入札の場合】

（持分 1/2）

○○ ○○

（持分 1/2）

□□ □□

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

## 記

- 1 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合  
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

# 入札書

R6. 12. 12~R6. 12. 17 の間の日付

令和 年 月 日

愛知県知事殿

申込人 住所 ○○市○○町○丁目○番地  
 氏名又は名称 株式会社 ○○  
 及び代表者名 代表取締役 ○○ ○○  
 (電話番号) <○○○○○> ○○ -○○○○○

様式第2(その1)県有財産一般競争入札参加申込書と一致しているか

電話番号が記入されているか

代理人 住所 △△市△△町△丁目△番地  
 氏名又は名称 △△ △△  
 及び代表者名 △△ △△  
 (電話番号) <△△△△> △△△△ -△△△△△

予定価格以上の額か  
 かつ入札保証金の20倍以内の額か

下記の金額をもって入札します。

		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
入札金額			金 ●	●	●	●	●	●	●	●	●	円
入札保証金額			金 ●	●	●	●	●	●	●	●	●	円

物件番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
①	西尾市一色町坂田新田冲向 106 番 1 外 1 筆	雑種地	4,052 m <sup>2</sup>
	西尾市一色町坂田新田冲向 107 番 1 外 1 筆	雑種地	4,050 m <sup>2</sup>
	西尾市一色町坂田新田冲向 108 番	雑種地	3,779 m <sup>2</sup>

入札を希望する物件の物件番号が○で囲まれているか【複数選択不可】

○で囲むこと。(物件番号を間違えないようにご注意ください。)

- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
- 3 複数による入札(共有)を希望する場合は、持分割合を明記すること。(入札参加申込書への記載と同一とする。)

入札書は1物件につき1枚作成し、封筒に入れ、封緘してください。

【封筒の作成例】

(表)

愛知県知事 殿  
 令和6年12月25日 開札  
 物件番号○  
 入札書在中

(裏)

入札者住所  
 [ 名称 及び ]  
 [ 代表者氏名 ]

県有財産売買契約書（案）

取 入  
印 紙

売渡人愛知県（以下「甲」という。）と買受人【※ 落札者名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する物件を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを受け取るものとする。

区分	所在	地番	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	主要現況等
土地	別紙のとおり					

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【※ 落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として金【※ 落札金額の1割以上】円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

4 甲は、乙が第5条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

ただし、契約保証金が、現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。

5 乙が第5条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入方法）

第5条 売買代金の納期限は令和 年 月 日とする。【※ 契約日から15日以内】

2 乙は、前項の納期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金（現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。）を除く金額を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（登記の嘱託）

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が乙に移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現況有姿で引渡しを行い、受渡証書を相互に取り交わすものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約の解除を請求することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求又は不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。

3 前項の請求は、売買物件の引渡しの日から2年以内に売買物件が契約不適合の旨を甲に通知した場合に限り行うことができる。

(使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。



(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、契約金額の10分の3に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第20条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第16条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した

ときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
  - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

#### (暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

#### (妨害等に対する報告義務等)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速や

かに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(原状回復及び返還金等)

第19条 乙は、甲が第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第19条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関する訴えの管轄は、愛知県庁の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売渡人 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県  
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 買受人 住所  
氏名

別紙

(物件番号1)

区分	所在	地番	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	主要現況等
土地	西尾市一色町坂田新田冲向	106番1	雑種地	66	4,052	別紙のとおり ※p.13～14参照
		106番2		4,000		

(物件番号2)

区分	所在	地番	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	主要現況等
土地	西尾市一色町坂田新田冲向	107番1	雑種地	102	4,050	別紙のとおり ※p.18～19参照
		107番2		3,933		

(物件番号3)

区分	所在	地番	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	主要現況等
土地	西尾市一色町坂田新田冲向	108番	雑種地	3,773	3,779	別紙のとおり ※p.23～24参照

## 入札の公告内容

次のように県有財産(土地)を一般競争入札に付します。

令和6年11月19日

愛知県知事 大村 秀章

### 1 入札に付する物件

物件番号	所在及び地番	土地		予定価格 (最低売却価格)
		地目	実測面積(㎡)	
1	西尾市一色町坂田新田冲向106番1外1筆	雑種地	4,052	17,510,000円
2	西尾市一色町坂田新田冲向107番1外1筆	雑種地	4,050	17,500,000円
3	西尾市一色町坂田新田冲向108番	雑種地	3,779	16,330,000円

備考 1 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。

2 全て現況有姿での引き渡しになります。

### 2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

### 3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
愛知県都市・交通局港湾課(愛知県庁本庁舎5階)
- (2) 日時  
令和6年11月19日(火)から令和6年12月10日(火)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「祝日」という。)を除く。)

### 4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

入札に参加しようとする者は、事前に入札参加申込書等の提出が必要です。

- (1) 場所  
愛知県都市・交通局港湾課(愛知県庁本庁舎5階)
- (2) 日時  
令和6年11月21日(木)から令和6年12月10日(火)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
郵送による入札参加申込みの場合は、令和6年12月10日(火)午後5時必着

### 5 入札書の受付の場所及び日時

以下の場所、日時において、持参又は郵送により入札書を受け付けます。

- (1) 場所  
物件1～3: 愛知県都市・交通局港湾課(愛知県庁本庁舎5階)
- (2) 日時  
令和6年12月12日(木)から令和6年12月17日(火)までの午前9時から午後5時まで  
郵送による入札の場合は、令和6年12月17日(火)午後5時必着

### 6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札金額の100分の5以上の金額の入札保証金を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納めなければなりません。

ん。

## 7 開札

### (1) 開札の場所

愛知県自治センター12階 会議室 E(名古屋市中区三の丸二丁目3-2)

### (2) 開札の日時

令和6年12月25日(水)午前10時から

## 8 契約書の作成の要否

要

## 9 入札の無効

愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第152条の規定に該当する入札は、無効とします。

## 10 代金支払方法

納入通知書による一括納入とします。

## 11 用途等の制限

落札者は、県有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を次の(1)(2)に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

## 12 現地説明会の場所及び日時

物件番号	所在及び地番	場所	日時
1	西尾市一色町坂田新田冲向106番1外1筆	物件 現地	令和6年12月3日(火)午前11時00分から
2	西尾市一色町坂田新田冲向107番1外1筆		令和6年12月3日(火)午前11時00分から
3	西尾市一色町坂田新田冲向108番		令和6年12月3日(火)午前11時00分から

※現地説明会への参加は任意ですが、参加には事前申し込みが必要です。

申込期間: 令和6年11月21日(木)～令和6年12月2日(月)午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日除く。)

申込先: 愛知県都市・交通局港湾課(愛知県庁本庁舎5階)

※申込みがなかった物件は、現地説明会を実施しません。

## 13 その他

「県有財産一般競争入札のしおり」に記載されている県有財産売買契約書(案)を始め、売払いの詳細を確認のうえ、入札してください。「県有財産一般競争入札のしおり」は、3(1)の場所で3(2)の期間配布します。

## 14 問い合わせ先

物件1～3: 愛知県都市・交通局港湾課(愛知県庁本庁舎5階 052-954-6564)

## 入札のご案内

### 1 入札参加申込の受付

- (1) 申込期間  
令和6年11月21日（木）から令和6年12月10日（火）まで
- (2) 場所  
愛知県都市・交通局港湾課（愛知県庁本庁舎5階）

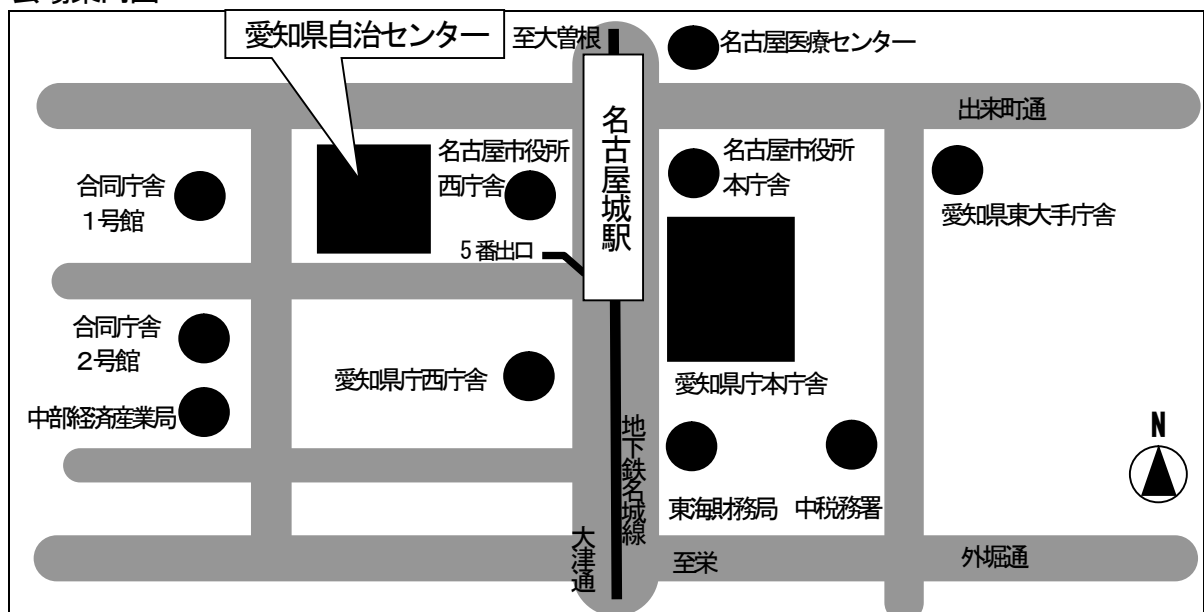
### 2 入札書の受付

- (1) 入札期間  
令和6年12月12日（木）から令和6年12月17日（火）まで
- (2) 場所  
物件1～3：愛知県都市・交通局港湾課（愛知県庁本庁舎5階）
- (3) 入札保証金  
入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札金額の100分の5以上の金額の入札保証金を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納付

### 3 開札

- (1) 日時  
令和6年12月25日（水） 午前10時から（入札者の立会は任意です）
- (2) 会場  
愛知県自治センター 12階 会議室E
- (3) 住所  
名古屋市中区三の丸二丁目3-2  
（名古屋市営地下鉄「名古屋城」駅下車 5番出口より西へ2分）
- (4) 電話  
052-954-6564（港湾課ダイヤルイン）

### 会場案内図



（お断り） 駐車場に限りがあり、駐車できない場合がありますので、出来る限り地下鉄、バス等の公共交通機関をご利用ください。